

公益財団法人板橋区スポーツ協会役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人板橋区スポーツ協会（以下「本協会」という。）の定款第19条及び第31条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）、交通費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、役員職務の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人当たりの月額及び年度総額の範囲内で、評議員会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支給する。ただし15日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の前の最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(就任又は退任時の報酬)

第5条 月の初日以外の日において、新たに選任された常勤役員に支給する当月分の報酬の額は、第3条に基づいて定める額を当該月の日曜日以外の日の数で除して得

た額に、その者が役員になった日から月の末日までの日曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

- 2 常勤役員が退職又は死亡したときは、退職又は死亡の当月分の報酬の額は、それぞれ第3条に基づいて定める額とする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給するものとする。

- 2 通勤手当の額は、財団法人板橋区スポーツ協会職員給与規則により算定した額とする。
- 3 通勤手当の支給方法は、第4条に規定する支給方法による。

(費用の弁償)

第7条 本協会は、役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

- 2 費用の弁償の額は別表第2に基づき支給する。このほかに、役員がその職務遂行に当たって負担した交通費や宿泊費等の費用については、会長が理事会の承認を得て支給することができるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第8条 本協会は、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、本協会定款附則1に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬（第3条関係）

役 職	報酬月額（一人当たり）	年度総額（一人当たり）
理 事（常勤）	400,000円	6,400,000円
監 事（常勤）	400,000円	6,400,000円

別表第2 費用弁償の額（第7条関係）

1 評議員

区 分	業務内容等	支 給 額	備 考
交通費	出席一回につき	500円	
日当	出席一回につき	1,500円	

2 役 員

区 分	業務内容等	支 給 額	備 考
交通費（板橋区内）	出席一回につき	500円	
交通費（板橋区外）	出席一回につき	実費	注1
日当（半日）	4時間未満	500円	注2
日当（全日）	4時間以上8時間未満	1,000円	休憩時間を含む
日当（残業）	8時間以上の作業の場合	500円	
日当（早朝）	午前9時以前の作業等	500円	
日当（屋外作業）A	屋外における作業の場合	500円	
日当（屋外作業）B	〃（4時間以上）	1,000円	

注1-1 交通費（板橋区外）は、公益財団法人板橋区スポーツ協会の最寄駅から算定するものとする。ただし、役員の実家の最寄駅から目的地への交通手段が合理的な場合は、その算定によることができるものとする。

注1-2 目的地が、50km以上の場合は、特急もしくは急行料金を支給することができる。

注1-3 必要があり自らの車両を提供した場合は、ガソリン代等実費を支給することができる。

注2 作業時間は、当日の責任者が午前9時から午後5時までの間において時間を定める。